

日弁連では、4月15日を「よ(4)い、いごん(15)」にかけて、「遺言の日」と決め、遺言・相続の知識普及に努めています。

親が遺言書を作らなかったために、相続争いではがみ合っている兄弟姉妹も少なくありません。

現在では、長男子の単独相続を原則とした家督相続制度



田村 ゆかり

遺言書作成で 相続争い回避

は廃止され、相続は遺言書がなければ、法律で定められた法定相続分によることになりました。

親の面倒を見た人も、トートメーを引き継ぐ人も、基本的には平等となり、不合理が生じる場合もあります。

特に遺言が必要となるのは、①トートメーを引き継ぎ、介護や看護をしてくれる子

どに多く相続させたい場合、②推定相続人である配偶者、子、孫、直系尊属(父母や祖父母など)、兄弟姉妹、甥姪などがいない場合、③再婚して後妻と先妻の子がいる場合、④相続人(子など)に海外居住者や行方不明者がいて遺産分割協議書に署名がもらにくい場合、⑤農地や事業資産など分割するのに適当でない

遺産がある場合、⑥相続人全体の弱い者や障がいを抱えた者がいて、介護等に配慮した財産分けが必要な場合、⑦慈善団体などに寄付したり相続権のない孫や死亡した息子の嫁などに財産を譲りたい場合などです。

遺言書を作っていないければ、遺産が家屋敷のみであっても、全ての相続人が遺産分割協議書

に署名しなければ不動産の相続登記はできません。その点、遺言書を作っておけば、相続登記等の手続きが極めて簡便になります。

民法上、遺言をするには、法律上の判断能力があることが必要とされます。

親の立場から言えば、子らに相続争いをさせないために、ぜひ元氣なうちに遺言書を作成しておきたいものです。

遺言書には一定の書式がありますので、これについては弁護士や公証人へご相談ください。

沖縄弁護士会では13日(土)午後1時30分から、ホテルサザンプラザ海邦4階大ホールにおいて、遺産相続に関する講演会を開催します。また、午後3時30分からは弁護士による相談会を行います。

いずれも参加無料ですので、お気軽にお越しください。

(弁護士、那覇市、33歳)